



4福保健食第2040号
令和5年3月20日

社団法人東京都食品衛生協会 会長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公印省略)

東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例第2条の施行及び
東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部改正について(通知)

平素より、東京都の食品衛生行政に御協力いただき誠にありがとうございます。
令和5年4月1日をもって「東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例」
(令和4年3月31日東京都条例第46号。以下「改正条例」という。) 第2条が施行
されます。

これに伴い、「東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則」(昭和61年東京都規則第123号。以下「規則」という。) の一部が令和5年東京都規則第10号をもって、下記のとおり改正され、令和5年4月1日に施行されますのでお知らせいたします。
つきましては、貴団体傘下の会員への周知をお願いいたします。

記

1 改正の概要

改正条例第2条の施行に合わせて、次の事項を改正しました。

(1) 免許を与えられる者(第1条の5関係)

他自治体からの有資格者の受入れについて、道府県知事が実施するふぐの取扱いに係る試験のうち東京都が実施する試験と同等以上の試験であると東京都知事が適当と認めた試験に合格し、当該道府県知事のふぐの取扱いに係る免許を受けている者であって、東京都知事が行う講習を受講した者としました。

(2) 試験科目(第2条関係)

ふぐ取扱責任者試験の科目について、学科試験に「水産食品の衛生に関する知識」を加えました。

(3) 受験資格の廃止及び関係規定の整備（改正前規則第4条（削除）及び第7条第2項関係）

改正前のふぐ調理師試験において求めていた調理師免許及び2年以上の従事経験が廃止されたことに伴い、関連規定を削除しました。

併せて、ふぐ取扱責任者免許証の交付申請の際の添付書類に「戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」を加えました。

(4) 資格名称の変更（規則全般）

ふぐ調理師をふぐ取扱責任者に改めました。

(5) その他所要の改正を行いました。

2 施行年月日

令和5年4月1日

3 その他

本年度の試験については「令和5年度ふぐ取扱責任者試験について」（令和4年12月23日付4福保健健第1647号）によりお知らせしているところです。詳細につきましては改めてお知らせしますが、令和5年4月下旬に告示予定となっております。

以下の東京都ホームページも併せて御覧ください。

◎東京都ホームページ「令和5年度東京都ふぐ取扱責任者試験について」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kenkou/shikaku/csh_menkyo/hugu/r5shiken.html

4 添付資料

別添1 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）

別添2 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則（昭和61年東京都規則第123号）

《問い合わせ先》

東京都福祉保健局健康安全部

食品監視課乳肉水産担当

電話：03-5320-4413

fax：03-5388-1431